

## 不正防止対策の基本方針

平成21年10月 1日 21規則第8号  
改正平成24年 4月19日 24規則第4号  
改正平成27年 3月24日 26規則第4号

公益財団法人地震予知総合研究振興会における競争的資金等（文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。以下同じ。）の不正な使用の防止及び対応に関する業務を適切かつ円滑に実施するため、不正防止対策の基本方針を次のとおり定める。

- 1 職員は、競争的資金等の不正使用が、当法人のみならず、研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、競争的資金等の使用にあたらなければならない。
- 2 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の不正防止の具体的な対策（以下「不正防止計画」という。）を策定する。
- 3 不正防止計画の実施に会長が率先して対応し、その進捗管理に努めるものとする。
- 4 不正防止計画の推進を担当する者（以下「防止計画推進担当」という。）は、財務会計規程等で定める契約に関する規定の役職員への周知に努める。
- 5 契約を担当する者は、契約は競争に付して行うことを原則とすることを踏まえ、随意契約による場合には、当該随意契約事由の確認を適切に行う。
- 6 検査を担当する者は、契約金額の大小、数量の多寡等にかかわらず厳正に行う。
- 7 防止計画推進担当は、不正発生の問題となりうる具体的事項について、継続して把握に努める。
- 8 役職員は、防止計画推進担当等の行う不正発生の問題となりうる具体的事項の調査及び不正防止対策の実施状況の確認並びに不正行為の通報があったときに行われる調査に協力する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月19日から施行し、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

附 則

この規則は、平成27年3月24日から施行する。